

木造住宅耐震化に関する 支援等制度のご案内

支援等の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅
- ※ 本制度の木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法をいい、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。
 - ※ 本制度の住宅とは、戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅を含みます。
- また、住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

耐震診断とは何ですか

- 大地震で倒壊しない耐震性（強さ）があるか調査し、確認することです。
- 耐震診断の目的は、お住まいの弱点を認識し、具体的な対策をたてることです。
- 鈴鹿市では、対象となる木造住宅の調査・確認に対して無料で診断を行っています。

補強計画・補強工事とは何ですか

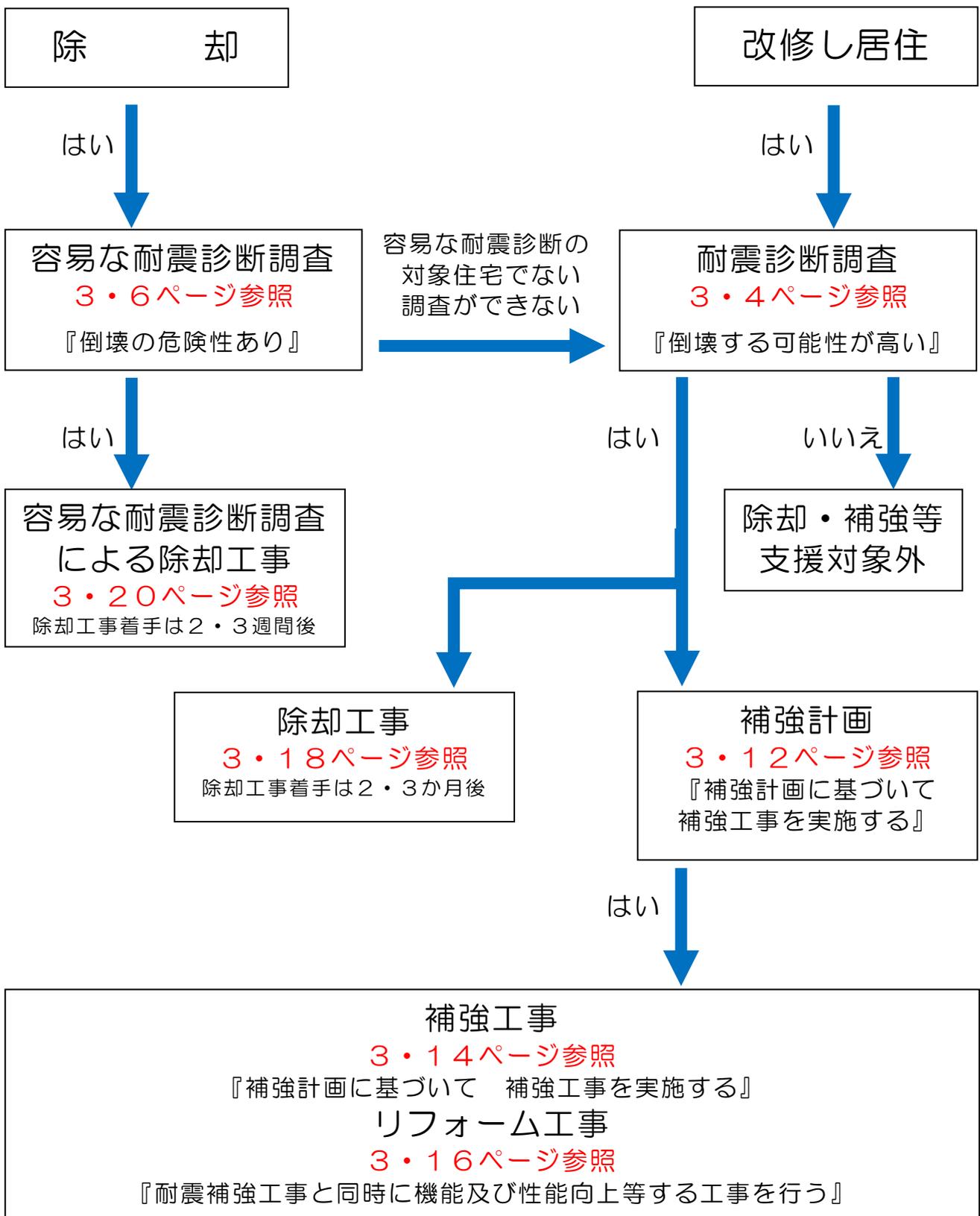
- 耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断・判定された住宅について、弱点を改善することで、一応倒壊しない住宅にするため必要となる計画（設計）、工事のことです。
- 鈴鹿市では、耐震診断等により、「倒壊する可能性が高い」と診断等された木造住宅の補強計画・補強工事に対して支援を行っています。

支援制度に関する窓口・お問い合わせ先

鈴鹿市 都市整備部
建築指導課 建築防災グループ
電話 059-382-9048
mail kenchikushido@city.suzuka.lg.jp
〒513-8701
鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市役所 本庁舎 9階 95番窓口

木造住宅耐震化の手順

支援等の対象となる住宅を将来どうするのか



耐震診断 4ページをご覧ください

鈴鹿市が木造住宅の耐震診断を無料で行っています。
補強工事等を検討されている方はご利用ください。

1棟・1回限り（市が実施する耐震診断を受けていないこと）

容易な耐震診断調査 6ページをご覧ください

容易な耐震診断調査票を使って、自ら実施する耐震診断です
除却工事を検討されている方はご利用ください。

補強計画 12ページをご覧ください

「倒壊する可能性が高い」と診断等された木造住宅の補強計画

一般診断法の場合 上限 **18万円**を補助
（原則、内装仕上げ等はそのままで診断を行う）

精密診断法の場合 上限 **34万円**を補助
（内装仕上げ等を一部撤去するなど、精度の高い診断を行う）

1棟・1回限り（過去に本制度を利用して補強計画を行っていないこと）

補強工事 14ページをご覧ください

補強計画に基く補強工事 上限 **157.5万円**を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して補強工事を行っていないこと）

リフォーム工事 16ページをご覧ください

補強工事と同時に行うリフォーム工事 上限 **20万円**を補助

除却工事 18ページをご覧ください

「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の除却工事

上限 **20万円**を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して除却工事を行っていないこと）

容易な耐震診断調査による除却工事

20ページをご覧ください

「倒壊の危険性あり」と判断された木造住宅の除却工事

上限 **20万円**を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して除却工事を行っていないこと）

耐震診断

木造住宅の無料耐震診断

南海トラフ沿いの地域では、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされており、発生した場合、非常に大きな揺れが鈴鹿を襲うと予測されます。大地震から命を守るためには、阪神・淡路大震災の教訓から、家屋の倒壊による圧死を防ぐことが重要です。また、家屋等の倒壊により負傷した場合、火災や津波から避難することも難しくなることが予想されます。

そこで鈴鹿市では、地震に対して倒壊しやすいとされる昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で行っています。

対象となる住宅

過去に本制度を利用して無料耐震診断を受けた住宅でないこと。

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅であること。

※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法をいい、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。

※ 住宅とは、戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅を含みます。

また、住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅です
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法により建てられたものです
- 建物の柱、梁、小屋組み、壁などの構造体は全て木材で造られたものです
- 階数は3階以下です
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されています
- 診断者が全ての部屋に入り調査することを承諾します
- 申請しようとする住宅は過去に本制度を利用して無料耐震診断を受けていません

無料耐震診断

「申込み」から「診断結果の報告」までの手順

申込み 【無料耐震診断は 1 棟につき 1 回限りです】

住宅の所有者等の方が「[木造住宅住まいの無料耐震診断申込書](#)」に必要事項を記載し、もしくは電話で建築指導課までお申込みください。

なお、無料耐震診断の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

耐震診断者(専門家)の決定

診断者決定後、建築指導課から文書でお知らせします。

【診断者の決定までに時間がかかることがあります】

診断当日の立会い

診断日時は診断者と相談の上、決定します。

当日は、主に地震に耐えるために必要な壁の量や配置のバランス、老朽度、基礎の状態など目視により1～2時間ほど調査します。

診断結果の報告

診断結果が出たら木造住宅耐震判定書をお届けし、結果の説明と簡単な耐震対策及び概算補強工事費などをアドバイスします。

診断者は耐震改修工事などの営業活動は行いませんのでご安心ください。

【診断結果が適切か第三者による判定会等で審査するため、診断結果の報告まで1～2か月程度かかります。予めご了承ください。】

補強工事などの補助制度

『倒壊する可能性が高い』と診断された場合は、補強工事などの補助制度があります。

※ [12ページ](#)をご覧ください。

容易な耐震診断調査

令和7年度から、申請者自らが実施する「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（以下「容易な耐震診断調査票」という。）による耐震診断によって、倒壊の危険性があると判断することが可能となりました。

また、令和8年度からは、長屋建て住宅、共同住宅も対象となりました。

※ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査（以下「容易な耐震診断調査」という。）。

容易な耐震診断調査の対象となる住宅

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅（3階建て以下）であること。

※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法を対象とし、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です

※ 住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

容易な耐震診断調査票の記載方法

調査票の調査日時・調査者氏名を記載してください

※ 調査者は、原則所有者です

調査票Ⅰ）建築物の概要

※ 「建築物所在地」は、地名地番又は住所を記載してください

また、敷地内に複数の建物がある場合は、添付する写真で示してください

※ 「現住所」は、文書の送達が可能住所としてください

※ 「連絡先」は、携帯電話、固定電話等の番号を記載してください

調査票Ⅱ）前提条件の確認

※ 項目すべてに該当するものが対象となります

※ 「木造住宅である」は、上記「容易な耐震診断調査の対象となる住宅」の木造住宅です

※ 「昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した」は、確認通知書や検査済証、工事契約書などを参考に記載してください

調査票Ⅲ）一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

※ いずれかの項目に該当するものが対象となります

容易な耐震診断調査票による判断基準

以下の項目すべてに該当するものを「倒壊の危険性がある」と判断します。

※ 「容易な耐震診断調査の対象となる住宅」である

※ 調査票Ⅱ）の項目にすべて該当する

※ 調査票Ⅲ）の項目に1つ以上該当する

※ 調査票Ⅲ）の項目に該当することが分かる写真

住宅全体が分かる写真が添付されている

危険性があると判断できる箇所の写真が添付されている

※ 併用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていることがわかる根拠資料

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 令和 年 月 日 午前・午後 時

調査者氏名： _____

I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者氏名 _____

2. 建築物所在地 _____

3. 階数 _____

4. 居住の有無 _____

5. 現住所 _____

6. 連絡先 _____

II) 前提条件の確認 (いずれも必須)

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

(1項目以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

チェック欄

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地番・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
Ⅲ) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

具体例

	項目	具体例	写真例
建物全体	全体又は一部に崩壊がある	建物全体が崩壊・落階している	A - 1
		屋根や外壁の一部が脱落している	A - 2
		柱が折れている	A - 3
		外壁に亀裂や穴が生じている	A - 4
	全体又は一部に変形がある	建物全体が傾いている	A - 5
		棟がうねっている	A - 6
		軒先が垂れている	A - 7
		柱や壁が傾いている	A - 8
		床に起伏がある	A - 9
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	土地の沈下や建物の沈下が見られる	B - 1
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である	B - 2
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	基礎がひび割れている	B - 3
		基礎の一部が欠けている	B - 4
		鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる	B - 5
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	部材が食害されている（特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認）	C - 1
		白蟻の巣がある	C - 2
		部材に虫がわいている	C - 3
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	部材が湿気等により腐っている	C - 4
		部材にカビが生えている	C - 5
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	部材に穴がある	C - 6
		部材が欠けている	C - 7
		部材に亀裂が見られる	C - 8

写真例は9ページをご覧ください

容易な耐震診断調査票による判断基準 写真例

建物全体

A-1

A-2

A-3

A-4

A-5

A-6

A-7

A-8

A-9

ただいま準備中です。

準備出来次第、随時掲載します

地盤・基礎

B-1

B-2

B-3

B-4

B-5

ただいま準備中です。

準備出来次第、随時掲載します

老朽・腐朽

C-1

C-2

C-3

C-4

C-5

C-6

C-7

C-8

ただいま準備中です。

準備出来次第、随時掲載します

補強計画

対象となる住宅

過去に本制度を利用して耐震補強計画を行った住宅でないこと。
一般診断法の場合、次の①から③の全てに該当すること。

- ① 鈴鹿市が行っている「木造住宅の無料耐震診断」等において、総合評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と診断・判定された住宅
- ② 所定の耐震診断マニュアルに基づき、耐震補強計画者（建築士事務所に所属する建築士で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者）が、総合評点0.7未満を1.0以上に向上させた耐震補強計画を作成し、第三者（複数の耐震補強計画者）の判定を受けた住宅
- ③ 4月1日以降に鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付の申込みを行い、翌年2月15日までに事業完了報告ができる住宅（同一年度内であること）

精密診断法の場合、上記①及び③と、次の④に該当すること。

- ④ 所定の耐震診断マニュアルに基づき、耐震補強計画者（建築士事務所に所属する建築士で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者）が、総合評点0.7未満を1.0以上に向上させた耐震補強計画を作成し、学識経験者を含む判定会の判定を受けた住宅

対象確認チェックリスト

- ※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。
- 過去に本制度を利用して耐震補強計画を行った住宅ではありません
- 一棟（構造上同一棟）全ての補強計画を行います
- 「木造住宅の無料耐震診断」等において、総合評点が0.7未満です
- 「対象となる住宅」の一般診断法の場合又は精密診断法の場合に該当します
- 業務委託契約及び業務着手はしていません

補強計画

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【補強計画は1棟につき1回限りです】

住宅の所有者等が「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付申請書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
- ・ 耐震補強計画に要する経費の見積書等の写しその他必要書類

なお、補強計画の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付決定通知書」を送付いたします。

【交付の決定までに 1、2 週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

補強計画の契約及び着手時期

業務委託契約及び業務着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問い合わせください。

補強計画が完了したら

補強計画完了後、「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業完了報告書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 耐震補強計画結果報告書の写し
- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震補強計画判定書の写し
- ・ 当該業務委託契約書の写し
- ・ 当該業務委託料の請求書又は領収書の写しその他必要書類

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1 か月程度要します】

参考 補強計画補助金の額

診断方法	補強計画に要する経費（円）		
		うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円）
一般診断法	～ 180,000	左欄同額（※1）	千円未満
	180,001 ～	180,000	180,000 を除いた額
精密診断法	～ 340,000	左欄同額（※1）	千円未満
	340,001 ～	340,000	340,000 を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補強工事

対象となる住宅

過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の補強工事を行っていないこと。

対象となる住宅の耐震補強計画に基づき、全ての補強工事を年度内に行うものとし部分的な補強は対象とならない。

また、次の①から④の全てに該当すること。

- ① 現に居住している又は居住が見込まれる住宅
- ② [12ページ](#)に記載の、耐震補強計画（平成30年4月1日以降に耐震補強計画を行ったものに限る。ただし、国、地方公共団体等による補助金等の交付を受け耐震補強計画を行っていないものについては、この限りではない。）の基準に適合する耐震補強計画に基づき実施する補強工事により、総合評点1.0以上となる住宅
- ③ 建築士事務所に所属する建築士で三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者が、耐震補強計画に基づき工事が完成し耐震性を確認した住宅
- ④ 4月1日以降に鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付の申込みを行い、翌年2月15日までに事業完了報告ができる住宅
（同一年度内であること）

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の補強工事をしていません
- 一棟（構造上同一棟）全ての補強工事を行います
- 「対象となる住宅」の、①から④の全てに該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

補強工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【補強工事は1敷地につき1回限りです】

住宅の所有者等が「[鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書](#)」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
- ・ 耐震補強計画結果報告書及び耐震補強計画判定書の写し
- ・ 補強工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類
（工事の内訳明細がわかるものとしてください）

なお、補強工事の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付決定通知書」を送付します。

【交付の決定までに2、3週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

補強工事の契約及び着手時期

工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

補強工事が完了したら

補強工事完了後、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業完了報告書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 補強工事請負契約書の写し
- ・ 補強工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ 耐震補強箇所ごとの工事施工中及び工事完了後の写真等

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 補強工事補助金の額

耐震補強工事に要する経費（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 1,575,000	左欄同額（※1）	千円未満
1,575,001 ～	1,575,000	1,575,000 を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

リフォーム工事

対象となる住宅

補強工事と同時にリフォーム工事を行う住宅が対象となります。

ただし、耐震補強計画に基づき行われる補強工事は除きます。

また、次の①から④の全てに該当すること。

- ① 県内に本店、支店又は営業所がある建設業者が施工すること
- ② 補強工事に含まれる改修工事以外の機能向上等を目的とした増改築、リフォーム工事（機能及び性能向上しない更新工事等は対象外）
- ③ 門、塀、造園など外構工事でないこと
- ④ 容易に取り外しができるものでないこと
- ⑤ 建設業者で調達しない設備機器等でないこと
- ⑥ 他の公的補助金等（利子補給補助を含む）又は、介護保険から支給される工事でないもの

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 本制度の耐震補強工事と同時に機能及び性能向上等する工事を行います
- 耐震補強工事の対象となっている同一棟を行います
- 「対象となる住宅」の、①から⑥の全てに該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

リフォーム工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【リフォーム工事は補強工事と併せて申請となります】

補強工事申込時に以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ リフォーム工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類（補強工事、リフォーム工事毎の明細がわかるものとしてください）

補助金交付の決定

交付決定後、補強工事の「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付決定通知書」にリフォーム工事分を加算して送付します。

【交付の決定までに2、3週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

リフォーム工事の契約及び着手時期

補強工事同様に、工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の

交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

リフォーム工事が完了したら

リフォーム工事完了後、補強工事の完了報告時に以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ リフォーム工事請負契約書の写し
- ・ リフォーム工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ リフォーム工事箇所ごとの工事施工前及び工事完了後の写真等

補強工事とリフォーム工事の契約内容、支払い内訳等が明確になっている場合、それぞれで契約する必要はありません。

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課より「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 リフォーム工事補助金の額

リフォーム工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 599,999	左欄の額の3分の1（※1）	補助金の額を除いた額
600,000 ～	200,000	200,000を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

除却工事

対象となる住宅

過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅を除却していないこと。

対象となる住宅、一棟全てを除却するものを対象とし、部分的な除却は対象とならない。

また、次の①または②に該当すること。

① 鈴鹿市が定める「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」において、倒壊の危険性があると判断できた住宅

※ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」は、6ページをご覧ください。

② 鈴鹿市が行っている「木造住宅の無料耐震診断」等において、総合評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と診断・判定された住宅

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の除却をしていません
- 一棟全てを除却します
- 「対象となる住宅」の、①または②に該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

除却工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【除却工事は1敷地につき1回限りです】

住宅の所有者等の方が「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票及び該当写真又は耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
 - ・ 除却工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類
- なお、除却工事の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付決定通知書」を送付します。

【交付の決定までに1、2週間要します】

なお、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

除却工事の契約及び着手時期

工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

除却工事が完了したら

工事完了後、「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業完了報告書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 当該工事請負契約書の写し
- ・ 当該工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ 除却（解体）工事着手前及び除却（解体）工事完了後の写真等

補助金交付の確定

交付額決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 除却工事補助金の額

除却工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）（※1）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 869,565	左欄の額の 23/100（※2）	補助金の額を除いた額
869,566 ～	200,000	200,000 を除いた額

※1 除却工事に要する経費の見積と実施要綱第2条第2号に規定する概算の耐震補強工事費のうちいずれか少ない額

※2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

容易な耐震診断調査による 除却工事

「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」

令和7年度から、申請者自らが実施する「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による耐震診断によって、倒壊の危険性があると判断できるものについて、除却工事の補助の対象となりました。（補強計画・補強工事は対象外です）

対象となる住宅

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅（3階建て以下）であること。

※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法を対象とし、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。

※ 戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅も対象です。

※ 住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅です
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法により建てられたものです
- 建物の柱、梁、小屋組み、壁などの構造体は全て木材作られたものです
- 階数は3階以下です
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されています
- 調査票Ⅱ)の項目にすべて該当します
- 調査票Ⅲ)の項目に1つ以上該当します

容易な耐震診断調査票による申込みの事前準備

以下の書類等をご用意ください。

- ・ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」原則、住宅の所有者が調査票に必要事項を記載してください。
- ・ 調査票Ⅲ)の項目に該当することが分かる写真
住宅全体が分かる写真
例えば、近隣の建築物が写り込むような当該住宅全体の写真
危険性があると判断できる箇所の写真
例えば、住宅の「北面」や「南面」など、どのあたりにあるか示すもの及び、該当箇所のアップ写真
- ・ 併用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていることがわかる根拠資料

「申込み」から「補助金交付の確定」まで

16ページ除却工事「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順をご覧ください。

原則、住宅の所有者が「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 上記「事前準備」書類等
- ・ 除却工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類

参考 除却工事補助金の額

除却工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 869,565	左欄の額の 23/100（※1）	補助金の額を除いた額
869,566 ～	200,000	200,000 を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。